

令和7年度会計

財 務 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告

組織及び運営の合理化に資するための意見

令和8年10月

島 根 県 監 査 委 員

監 第 8 0 号
令和8年10月16日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会教育長 様
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

島根県監査委員 吉 野 和 彦

島根県監査委員 福 井 竜 夫

島根県監査委員 藤 井 洋 一

島根県監査委員 森 脇 俊 樹

令和7年度会計に係る財務監査の結果に関する報告等について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度会計に係る財務監査を実施したので、同条第9項に規定する財務監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する組織及び運営の合理化に資するための意見を次のとおり提出します。

ついては、指摘事項及び意見に基づく措置を速やかに講じ、その措置状況を令和9年7月30日までに報告してください。

目 次

財務監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	2
第2	監査の結果	3
1	監査結果	3
(1)	総括	3
(2)	指摘・指示事項	3
2	指摘事項	4
(1)	収入関係事務	4
(2)	支出関係事務	4
(3)	契約関係事務	5
3	指示事項の主なもの	6
(1)	収入関係事務	6
(2)	支出関係事務	6
(3)	契約関係事務	6
(4)	財産関係事務	6

意 見

第1	本年度の意見	7
1	財務監査の結果に関する意見	7
(1)	会計事務の適正化	7
(2)	収入事務の適正化	7
2	組織及び運営の合理化に資するための意見	8
(1)	内部統制制度の実効性ある運用	8
第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	9

参 考

令和7年度会計・財務監査実施機関及び実施期日（本庁等：実地監査）	10
〃（本庁等：書面監査）	11
〃（地方機関：実地監査）	12
〃（地方機関：書面監査）	13

財務監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

令和 7 年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。

なお、監査対象期間は、原則として令和 7 年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和 7 年度下半期に行う関係上、令和 6 年度下半期から令和 7 年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関 227 機関について監査を実施した。

本庁等は、対象機関 88 機関のうち、61 機関について実地監査^{※1}を、27 機関については書面監査^{※2}を行った。

また、地方機関は、対象機関 139 機関のうち、57 機関について実地監査を、82 機関については書面監査を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	88	88	61	27
地方機関	139	139	57	82
計	227	227	118	109

※ 1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※ 2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等	令和8年7月6日から8月5日まで (P.10、P.11 のとおり)
地方機関	令和8年1月8日から7月30日まで (P.12、P.13 のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入に関するものが6件、支出に関するものが9件、契約に関するものが1件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが計157件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	6	9	1	0	0	16	30
指示事項	0	44	43	18	0	52	157	128
合 計	0	50	52	19	0	52	173	158

※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、是正又は改善等を求めることが適当なもの

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 収入の調定事務が適当でないもの

ア 県営住宅の家賃について、算定に誤りがあり、過大に徴収した家賃の返還に伴い利息相当額の支払が生じていた。

過大徴収額	55,400 円
利息相当額	531 円

(建築住宅課)

イ 民地にある占用物件について、誤って法定外公共用財産占用料を徴収していた。

誤って徴収した期間	令和3年度～令和6年度
返還額	24,548 円

(浜田県土整備事務所)

誤って徴収した期間	令和3年度～令和4年度
返還額	1,241 円

(益田県土整備事務所)

ウ 自動販売機の電気使用料について、算定に誤りがあり、調定額を誤っているものがあつた。

(出雲商業高等学校)

② 出納機関等の収納の処理が適当でないもの

ア 債務者から領収した現金を指定金融機関に払い込む際に、払込書に記入する金額を誤り、差額を職員が私金から足し、収納金額以上の金額を払い込んでいた。

(青少年家庭課)

イ 証明書の交付手数料にかかる書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を廃棄しているものがあつた。

(隠岐島前高等学校)

(2) 支出関係事務

① 支出の手続が適当でないもの

催事への参加費の一部について、職員が立替払を行っていた。

(大阪事務所)

② 支出事務が適当でないもの

ア 島根県立水泳プールにおいて動作していない水道子メーターがあつたため、過年度分の下水道使用料の支払額が過少となっていた。

過少となっていた期間	平成28年度～令和7年度
追加支払額	1,645,413 円

(スポーツ振興課)

イ フォークリフト特定自主検査に係る料金（57,000 円）について、二重に支払っていた。

（農林大学校）

ウ 飼料購入代金（19,602 円）について、相手方を誤って支払っていた。

（農林大学校）

エ 加除式法令集の追録購入経費（72,456 円）について、二重に支払っていた。

（商工政策課）

オ 令和 6 年度会計で支出すべき雑誌の購読料を令和 7 年度に支出しているものがあつた。

（雇用政策課）

カ 消費税及び地方消費税について、確定申告分を法定納期限後に支払ったため、延滞税が発生していた。

島根県営住宅特別会計 延滞税 1,000 円

（建築住宅課）

キ 令和 5 年度会計で支出すべき出雲空港旅客ターミナルビル（国内線・国際線ビル）特定建築物定期報告に伴う調査報告書作成業務に係る費用負担を令和 6 年度に支出していた。

（出雲空港管理事務所）

ク 消費税及び地方消費税について、中間申告分を法定納期限後に支払ったため、延滞税が発生していた。

電気事業会計 延滞税 50,800 円

水道事業会計 延滞税 23,000 円

（企業局本局）

(3) 契約関係事務

① 契約方法が適当でないもの

調査設計業務の入札において予定価格の算定に誤りがあつたため、締結した契約の解除により損害賠償金が発生していた。

損害賠償額 750,000 円

（東部農林水産振興センター）

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

調定額を誤っていたもの、収入調定や納入通知書の発行が遅延したもの、督促状を発行していないものや現金出納に係る処理の不備があった。

(2) 支出関係事務

契約や補助金等の交付決定を行う際に、事前に必要な出納機関の確認を受けていないものや、事後に出納機関の確認を受けるために必要な支出負担行為書の起票を遅延していたものがあった。

(3) 契約関係事務

予定価格や見積書の不備、入札・契約手続きの不備、契約書の記載内容の不備があった。

(4) 財産関係事務

① 財産関係

行政財産の使用許可手続きの不備、異動報告や使用許可台帳の記載の不備があった。

② 物品事務

物品の登録や使用責任者の指定が漏れていたものがあった。

第 1 本年度の意見

1 財務監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）

収入、支出、契約、財産に関してかねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回の監査においても、多くの指摘、指示をするに至ったことは、担当職員への会計事務や業務に関する留意事項の周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。

については、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用するとともに、会計事務の進捗管理や内容のチェックが組織的に行えるような工夫をするなど再発防止の仕組みづくりをしっかりと行い、会計事務の適正な執行に努められたい。

(2) 収入事務の適正化（各執行機関）

収入事務については、根拠なく収入していたもの、調定額の誤りや調定期期の遅延、納入通知書の発行時期の遅延、債権確保にあたり督促状を発行していないもの等が今回も一定数あった。

こうした収入事務の誤りは、還付や追加徴収等の事務手続や、還付加算金等が発生するだけでなく、県民や申請者の信頼を損なうものであり、事案によっては財源に大きな影響が生じることも考えられる。

については、各執行機関にあつては、会計規則など収入事務の処理手続に関する規定等のほか、収入の根拠となる県の条例、規則や関係する国の法令、使用許可等の対象となる財産の現況等についても改めて確認し、収入事務の適正な執行に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課）

多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行いリスク防止が図られているが、発生の可能性があると評価したリスク、不適切と評価した事項について、その後の業務の執行に十分には活用できていない状況も見受けられた。

リスク評価シートの活用は、それぞれの所属で担っている多様な業務について異動により新たに担当する職員が財務会計上のリスクを把握し、また、若い職員が相対的に増加するなかで経験の浅い職員を指導するためには有効である。

また、内部統制を有効に機能させることは、ミスの防止や低減だけでなく、より重要な施策や課題に注力できる効果をもたらすこととなる。

各執行機関においては、所属長が内部統制の意義を理解し、日頃から運用状況の確認及び必要な改善を行うことが重要である。また、全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを職員一人一人が認識し、独自のリスク項目や留意事項、発生した不適切な事項などをリスク評価シートに随時追記してチェックを行い、財務事務のミス防止の仕組みが機能しているかを意識して、引き続き、日々の事務に取り組まれない。

人事課は、内部統制に対する意識向上に向け、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝える取組みを進めるとともに、定期的な自己点検や日常的な業務の執行を通じて見つかったリスクや対応策をリスク評価シートへ追記し活用することによるリスク防止の強化のため、過去の発生例が容易に確認できるようリスク評価シートを見直すなど、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 財務監査の結果に関する意見
 - (1) 会計事務の適正化
 - (2) 収入事務の適正化
- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
 - (1) 内部統制制度の実効性ある運用
 - (2) 適切な事務処理の確保

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

該当なし
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
 - 1 (1) 会計事務の適正化
 - 1 (2) 収入事務の適正化
 - 2 (1) 内部統制制度の実効性ある運用
 - 2 (2) 適切な事務処理の確保
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

令和7年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等:実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和8年7月28日
	女性活躍推進課	令和8年7月29日
	秘書課	令和8年7月22日
	広聴広報課	令和8年7月17日
	統計調査課	令和8年7月27日
総務部	総務部総務課	令和8年7月28日
防災部	消防総務課	令和8年7月28日
地域振興部	地域政策課	令和8年7月24日
環境生活部	環境生活総務課	令和8年7月29日
	人権同和対策課	令和8年7月27日
	文化国際課	令和8年7月14日
	スポーツ振興課	令和8年7月21日
	島根かみあり国スポ・全スポ準備室	令和8年7月14日
	自然環境課	令和8年7月22日
	環境政策課	令和8年7月22日
	廃棄物対策課	令和8年7月21日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和8年8月3日
農林水産部	農林水産総務課	令和8年8月4日
	農山漁村振興課	令和8年7月21日
	農業経営課	令和8年7月22日
	産地支援課	令和8年7月29日
	畜産課	令和8年7月14日
	農村整備課	令和8年7月22日
	農地整備課	令和8年7月29日
	林業課	令和8年7月24日
	森林整備課	令和8年7月21日
	水産課	令和8年7月24日
	沿岸漁業振興課	令和8年7月27日
商工労働部	商工政策課	令和8年7月31日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
土木部	土木総務課	令和8年8月3日
	技術管理課	令和8年7月23日
	用地対策課	令和8年7月22日
	道路維持課	令和8年7月29日
	道路建設課	令和8年7月13日
	高速道路推進課	令和8年7月23日
	河川課	令和8年7月27日
	斐伊川神戸川対策課	令和8年7月27日
	港湾空港課	令和8年7月28日
	砂防課	令和8年7月22日
	都市計画課	令和8年7月13日
	下水道推進課	令和8年7月6日
	建築住宅課	令和8年7月28日
出納局		令和8年7月24日
企業局		令和8年7月6日
病院局		令和8年7月8日
議会事務局		令和8年7月31日
教育委員会	教育庁総務課	令和8年8月3日
	教育施設課	令和8年7月28日
	学校企画課	令和8年7月17日
	学校教育課	令和8年7月29日
	教育連携推進課	令和8年7月24日
	特別支援教育課	令和8年7月13日
	保健体育課	令和8年7月17日
	社会教育課	令和8年7月24日
	人権同和教育課	令和8年7月27日
	文化財課	令和8年7月29日
	福利課	令和8年7月27日
公安委員会	警察本部	令和8年8月5日
人事委員会事務局		令和8年7月22日
監査委員事務局		令和8年7月24日
労働委員会事務局		令和8年7月24日

計	61機関
---	------

令和7年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等：書面監査)

部 局	監査実施機関
総 務 部	人 事 課
	財 政 課
	税 務 課
	管 財 課
	営 繕 課
	情 報 シ ス テ ム 推 進 課
	総 務 事 務 セ ン タ ー
防 災 部	防 災 危 機 管 理 課
	原 子 力 安 全 対 策 課
地 域 振 興 部	しまね暮らし推進課
	中山間地域・離島振興課
	市 町 村 課
	交 通 対 策 課

部 局	監査実施機関
健 康 福 祉 部	地 域 福 祉 課
	医 療 政 策 課
	健 康 推 進 課
	高 齢 者 福 祉 課
	青 少 年 家 庭 課
	子 ども ・ 子 育 て 支 援 課
	障 が い 福 祉 課
	薬 事 衛 生 課
商 工 労 働 部	観 光 振 興 課
	しまねブランド推進課
	産 業 振 興 課
	企 業 立 地 課
	中 小 企 業 課
	雇 用 政 策 課

監査実施期日	令和8年7月7日～令和8年8月3日
--------	-------------------

計	27機関
---	------

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施
(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

令和 7 年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
総 務 部	隠 岐 支 庁 県 民 局	令 和 8 年 7 月 9 日
	隠岐支庁農林水産局	令 和 8 年 7 月 9 日
	隠岐支庁県土整備局	令 和 8 年 7 月 9 日
	東 部 県 民 セ ン タ ー	令 和 8 年 6 月 29 日
	西 部 県 民 セ ン タ ー	令 和 8 年 6 月 12 日
	東 京 事 務 所	令 和 8 年 7 月 3 日
	自 治 研 修 所	令 和 8 年 1 月 15 日
環境生活部	美 術 館	令 和 8 年 1 月 30 日
健康福祉部	出 雲 保 健 所	令 和 8 年 1 月 23 日
	浜 田 保 健 所	令 和 8 年 1 月 22 日
	島根あさひ社会復帰 促進センター診療所	令 和 8 年 2 月 3 日
	中 央 児 童 相 談 所	令 和 8 年 1 月 29 日
	浜 田 児 童 相 談 所	令 和 8 年 1 月 21 日
	心と体の相談センター	令 和 8 年 1 月 26 日
農林水産部	東部農林水産振興センター	令 和 8 年 6 月 29 日
	東部農林水産振興センター 松江家畜衛生部	令 和 8 年 1 月 26 日
	東部農林水産振興センター 出 雲 事 務 所	令 和 8 年 1 月 23 日
	西部農林水産振興センター	令 和 8 年 6 月 12 日
	農 業 技 術 セ ン タ ー	令 和 8 年 1 月 8 日
	農 林 大 学 校	令 和 8 年 1 月 28 日
	水 産 技 術 セ ン タ ー	令 和 8 年 1 月 21 日
商工労働部	大 阪 事 務 所	令 和 8 年 6 月 4 日
	広 島 事 務 所	令 和 8 年 6 月 3 日
	東 部 高 等 技 術 校	令 和 8 年 1 月 28 日
土 木 部	松江県土整備事務所	令 和 8 年 7 月 3 日
	雲南県土整備事務所	令 和 8 年 6 月 29 日
	出雲県土整備事務所	令 和 8 年 7 月 3 日
	浜田河川総合開発事務所	令 和 8 年 1 月 26 日
	宍道湖流域下水道事務所	令 和 8 年 7 月 6 日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
企 業 局	東 部 事 務 所	令 和 8 年 7 月 6 日
	西 部 事 務 所	令 和 8 年 7 月 6 日
病 院 局	中 央 病 院	令 和 8 年 7 月 8 日
	こころの医療センター	令 和 8 年 7 月 8 日
教育委員会	出 雲 教 育 事 務 所	令 和 8 年 1 月 27 日
	益 田 教 育 事 務 所	令 和 8 年 1 月 14 日
	西部社会教育研修センター	令 和 8 年 1 月 27 日
	青 少 年 の 家	令 和 8 年 1 月 23 日
	少 年 自 然 の 家	令 和 8 年 1 月 22 日
	埋蔵文化財調査センター	令 和 8 年 1 月 29 日
	安 来 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 29 日
	松 江 南 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 30 日
	松 江 工 業 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 19 日
	松 江 商 業 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 15 日
	松 江 農 林 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 19 日
	飯 南 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 9 日
	平 田 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 8 日
	出 雲 工 業 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 9 日
	大 田 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 28 日
	江 津 工 業 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 22 日
	浜 田 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 23 日
	浜田水産高等学校	令 和 8 年 1 月 26 日
	津 和 野 高 等 学 校	令 和 8 年 1 月 13 日
	益 田 養 護 学 校	令 和 8 年 1 月 14 日
公安委員会	出 雲 警 察 署	令 和 8 年 1 月 27 日
	川 本 警 察 署	令 和 8 年 1 月 14 日
	浜 田 警 察 署	令 和 8 年 1 月 26 日
	益 田 警 察 署	令 和 8 年 1 月 13 日

計

57機関

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に 1 回の間隔で実施

令和7年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関	部 局	監査実施機関
総 務 部	隠岐支庁隠岐保健所	教 育 委 員 会	情 報 科 学 高 等 学 校
	東部県民センター雲南事務所		松 江 北 高 等 学 校
	東部県民センター出雲事務所		松 江 東 高 等 学 校
	西部県民センター県央事務所		宍 道 高 等 学 校
	西部県民センター益田事務所		大 東 高 等 学 校
	公 文 書 セ ン タ ー		横 田 高 等 学 校
防 災 部	消 防 学 校		三 刀 屋 高 等 学 校
	原 子 力 環 境 セ ン タ ー		出 雲 高 等 学 校
地 域 振 興 部	中山間地域研究センター		出 雲 商 業 高 等 学 校
環 境 生 活 部	芸 術 文 化 セ ン タ ー		出 雲 農 林 高 等 学 校
健 康 福 祉 部	雲 南 保 健 所		大 社 高 等 学 校
	県 央 保 健 所		邇 摩 高 等 学 校
	益 田 保 健 所		島 根 中 央 高 等 学 校
	保 健 環 境 科 学 研 究 所		矢 上 高 等 学 校
	出 雲 児 童 相 談 所		江 津 高 等 学 校
	益 田 児 童 相 談 所		浜 田 商 業 高 等 学 校
	わ か た け 学 園		益 田 高 等 学 校
	女 性 相 談 セ ン タ ー		益 田 翔 陽 高 等 学 校
	食 肉 衛 生 検 査 所		吉 賀 高 等 学 校
農 林 水 産 部	東 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		隠 岐 高 等 学 校
	出 雲 家 畜 衛 生 部		隠 岐 島 前 高 等 学 校
	東 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		隠 岐 水 産 高 等 学 校
	雲 南 事 務 所		盲 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		松 江 ろ う 学 校
	川 本 家 畜 衛 生 部		浜 田 ろ う 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		松 江 養 護 学 校
	益 田 家 畜 衛 生 部		出 雲 養 護 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		石 見 養 護 学 校
	県 央 事 務 所		浜 田 養 護 学 校
商 工 労 働 部	産 業 技 術 セ ン タ ー		隠 岐 養 護 学 校
	西 部 高 等 技 術 校		松 江 清 心 養 護 学 校
土 木 部	県 央 県 土 整 備 事 務 所		江 津 清 和 養 護 学 校
	浜 田 県 土 整 備 事 務 所		松 江 緑 が 丘 養 護 学 校
	益 田 県 土 整 備 事 務 所	公 安 委 員 会	松 江 警 察 署
	出 雲 空 港 管 理 事 務 所		安 来 警 察 署
	浜 田 港 湾 振 興 セ ン タ ー		雲 南 警 察 署
教 育 委 員 会	松 江 教 育 事 務 所		大 田 警 察 署
	浜 田 教 育 事 務 所		江 津 警 察 署
	隠 岐 教 育 事 務 所		津 和 野 警 察 署
	島 根 県 教 育 セ ン タ ー		隠 岐 の 島 警 察 署
	浜 田 教 育 セ ン タ ー		浦 郷 警 察 署
	東 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー		
	図 書 館		
	古 代 出 雲 歴 史 博 物 館		
監査実施期日	令和8年1月8日～令和8年7月30日	計	82機関

(注)書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

令和7年度会計
財 務 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和8年10月
島根県監査委員
〒690-8501
島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎
島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5442

FAX(0852)22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiin/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp